

令和 3 年 4 月 22 日

新型コロナウイルス対策担当大臣
西 村 康 稔 殿

緊急要望：緊急事態宣言に伴う休業要請（公立文化施設）とイベント(舞台芸術公演等)開催について

公益社団法人全国公立文化施設協会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大（いわゆる第4波）により東京都を始めとした都府県からの要望を受けて、政府において緊急事態宣言発出の検討がなされ、一部事業種を対象に休業を要請し、イベント開催については中止又は延期とする旨が報じられています。

現在、全国の公立文化施設では、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日策定、同9月18日改定）に基づき、徹底した感染防止が図られた運営が行われています。また、まん延防止等重点措置対象地域においても「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取り組み等に係る留意事項について」（令和3年4月16日 付事務連絡）等を踏まえ、規模や内容等に応じた十分な感染防止策を講じたうえでイベントが開催されています。

一方で、これまで全国の公立文化施設においては観客間のクラスター（集団感染）の発生は一例も確認はされておらず、その安全性は政府においても富岳でのシミュレーションなど示された通りです。

今般の新たな緊急事態宣言の検討におかれましては、これまでの実績等を踏まえていただき、一律的な休業要請の対象設定や、規模や内容等によらず一括的なイベント規制を講じることのないようにご配慮とご対応をお願いいたします。